

令和 年 月 日

保 護 者 様

群馬県立高崎工業高等学校
校 長 中 村 正 典

出席停止について（通知）

工業技術科 年 番 氏名

下記の病気は他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いになりません。なお、登校する際は、下記の証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

学校で予防すべき感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、痘そう、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻しん ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風しん ・水痘（みずぼうそう） ・咽頭結膜熱 ・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 ・新型コロナウイルス感染症 	<ul style="list-style-type: none"> →発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで →特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な薬剤による治療が終了するまで →解熱後3日を経過するまで →耳下腺等の腫脹が発現後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで →発しんが消失するまで →すべての発しんが痂皮化するまで →主要症状の消退後2日を経過するまで →病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで →発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※（注）インフルエンザもしくは新型コロナウイルス感染症の場合は、それぞれの療養報告書をお使いください。

----- き ----- り ----- と ----- り -----

治 愈 証 明 書

群馬県立高崎工業高等学校長 様

工業技術科 年 番 氏名

上記の生徒は[]のため、出席停止となっていましたが、他への感染の恐れがなくなりましたので、登校してよいことを証明いたします。

出席停止期間 [月 日 ~ 月 日]

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印